

仕様書

1. 件名

住吉区社会福祉協議会 照明器具LED更新工事

2. 履行場所

大阪市住吉区遠里小野1-1-31 住吉区老人福祉センター内

3. 工事完了日 令和6年1月31日までとする。

工事日については担当者と調整のうえ決定する。また納期の都合等で工期を延長する場合は担当者と調整をすること。

4. 対象機器

改修の対象となる機器については別紙一覧表参照

5. 現地調査日

令和5年9月13日、14日 午後1時～4時を予定。

(必ず事前に希望する日程を担当者まで連絡ください。また、上記以外の日程で希望の場合も必ず担当者と調整をしてください。)

6. 業務の概要等

- (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
- (2) 作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
- (3) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- (4) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、本会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- (5) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器については養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会の管理担当責任者と十分協議し、了承を得ること。
- (6) 工事施行に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書(マニフェストの写し)等を提出すること。
- (7) 万一作業中に本会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会管理担当責任者に報告のうえ受注者の責任で原状回復を行うこと。

(8) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。

(9) 受注者は作業完了に関する内容(実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、産業廃棄物管理票)を書面により提出すること。

~~-(10) 石綿含有の有無の確認が必要な解体・改修の作業を行う場合には受注者の負担にて調査を実施し関係行政への報告を行うこと。-~~

~~また石綿含有建材に関する解体・改修を行う場合は規制内容を遵守した作業を行うこととし、その対策及び対策費用については本会と別途協議の上で決定すること。-~~

(10) 石綿含有調査が必要となる解体・改修を伴う作業が認めない。開口部が更新器具と相違がある場合は器具を特殊な加工し施工すること。また、その器具はメーカーの保証対象とすること。

7. 照明設備

(1)

ア 構造等

① LED灯一体形、LEDモジュールの寿命は40,000時間以上とし、光源の設計高速維持率は85%とする。LED制御装置は内蔵とする。日本電球工業規格JIS 8159-1を準拠し(JEL 801:2010)適合品とする

② LEDの光源により、不快感(グレア、フリッカー等)を与えないものであること。サージ電圧に対する保護回路を有しているか、または対策が施されていること。

イ 性能等

① 演色性、色温度、照射角度、全光束は既存照明器具と同等を基本とする。

② 定格寿命は、40,000時間以上のものとする

(初期照度より70%まで減衰で寿命とする)。

③ 作動保証温度範囲は、5℃から35℃を満たす範囲とすること。

ウ その他

① 導入するLED照明器具等は、国内メーカーとし製造及び販売の実績が10年以上ある事。

② LED照明機器のLED素子その他に関する特許侵害について、現在係争中の製品でないこと。

③ 導入施設内で照明器具の配線等の不具合が報告された箇所については、本会と協議のうえ対応を図ること。

④ LED照明機器は、生産物賠償責任保険(PL保険)に加入しているものとし、不具合の際に迅速に対応出来るようなものとする。

⑤ 照明器具の改造は基本的に認めない。改造や再利用を行わざるを得ない場合には認定を得たものとし試験成績表の提出をおこなう事。

⑥ LED照明機器(誘導灯等24時間点灯の照明を除く)のメーカー保証期間は5年間と

する。

(2) 導入する施設の既存設備・図面等

本会に備える図面等を参考とし図面と相違があった場合現況を優先する。なお、本会は図面と相違があっても何ら責任を負わない

(3) 設備導入工事

設備導入工事には、既存設備の取り外し・撤去・廃棄、既存設備の加工作業、更新する設備の取り付け調整作業の一切を含むものとする。その他設備導入工事の実施にあたり、本仕様書に記載されていない事項は民間（七会）連合協定工事請負工事契約約款の内容によるものとする。

8. その他

工事完了後、本会の意向で追加の作業が発生した場合には、担当者とその内容を協議し、親切丁寧に対応すること。またその費用についても協議のうえ別途請求できるものとする。